

38 庄本老人デイサービスセンター 有効活用アクションプラン

担当部局：健康福祉部 高齢施策課

■有効活用方策 概要

- ・役割を終えつつある市立老人デイサービスセンターを廃止する。
- ・地域包括ケアシステム構築の一環として、介護予防等の推進を図るため、廃止後スペースを事業者に貸し付ける。

■施設の現状と課題、見直しに至る背景

| 庄本老人デイサービスセンター（庄本町 3 丁目 1 番 15 号） | | | | |
|-----------------------------------|--|--|------|-----|
| 建 物 | 建築年月 | 1995 年 4 月 | 耐震性能 | 新耐震 |
| | 構造、面積 | RC 造（地上 4 階・地下 1 階）2,925.35 m ² のうち、 庄本老人デイサービスセンター（1・2 階と一部地階部分）1,446.65 m ² | | |
| | 所有者 | 豊中市 | | |
| 土 地 | 用途地域 | 準工業地域 | | |
| | 敷地面積 | 1,352 m ² | | |
| | 所有者 | 豊中市 | | |
| 課題 見直しに至る背景等 | <ul style="list-style-type: none"> ・本施設が提供してきた通所介護サービスに関しては、民間事業者の参入増加によりサービス提供体制の充足が図られ、介護保険制度の導入期から続いた「市立施設が牽引役を果たす」という役割を終えつつある。 ・一方、地域包括ケアシステムの構築の一環として、今後増大する高齢者に対し介護予防を目的とした新たなサービス提供の場が必要とされている。 ・多様な主体で支える地域包括ケアシステムの趣旨を具現化するため、新たな公民協働のあり方の構築が求められている。 | | | |
| 関連する計画・条例等 | <ul style="list-style-type: none"> ・第 6 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 ・老人デイサービスセンター条例、同条例施行規則 ・市有財産を活用した事業者による介護予防の推進に関する条例、同条例施行規則 | | | |

■新施設の概要

| | | |
|--------|-------|--|
| | | |
| 建 物 | （全項目） | 転用のため、旧施設に同じ |
| 土 地 | （全項目） | 転用のため、旧施設に同じ |
| 機能 | | ①事業者による介護予防事業への貸付 ②地域福祉活動支援センター事業への貸付 |
| その他 | | |

■スケジュール

| 年度 | 取り組み概要 |
|-----|--|
| H27 | ・ 廃止条例及び新条例の提案（6月） ・ 介護予防事業等の事業者公募（10月） |
| H28 | ・ 貸付による介護予防事業等の開始（4月～） |
| H29 | ・ 本市における介護予防・日常生活支援総合事業の開始（4月～） |

■アクションプランの策定・更新等の履歴

| 年月 | 履歴等 |
|---------|---|
| H27年 5月 | 策定 |
| H28年 2月 | 更新（関連する計画・条例等の更新） |
| H29年 3月 | 更新 平成 28 年度完了 |